

# 被扶養者異動届添付書類一覧表

- ◆ 同居・別居の条件については「被扶養者として認められる親族の範囲」よりご確認ください。
- ◆ 証明書類は、発効日より3ヶ月以内のものに限ります。
- ◆ シミックグループ在籍中の方（派遣社員、ノックオンザドア、浜松ファミリーサーチの方は対象外）・・・会社の電子申請システムの【家族の異動 兼 本人税表変更届】にて扶養者異動の申請をした後、必要書類一式を社労士法人 ヒューマン・リソース・パートナーズへご提出下さい。（電子申請の入力画面にて、健保専用用紙及びヒューマン・リソース・パートナーズ宛て専用封筒のダウンロードが可能です。）
- ◆ 任意継続の方・・・必要書類一式を健保組合へご提出下さい。（健保専用用紙は健保組合ホームページよりダウンロードが可能です。）

【被扶養者に入れるとき】 ◎:必ず添付 ○:該当するとき、必ず添付 △:健保組合が必要と判断したとき、添付

申請対象者の状況 【該当する状況が複数あるときは、該当するもの全ての書類の提出が必要となります】	添付書類	発行場所	同居しなくてもよい人						備考	
			配偶者	子		実父母	弟妹姉妹孫 ※1			同居が条件の人
				18歳未満	18歳以上		18歳未満	18歳以上		
全ての方	被扶養者異動届（健保専用用紙）	ご自身で記入	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	被扶養者調書（健保専用用紙）	ご自身で記入	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	被扶養者認定チェックシート（健保専用用紙）	ご自身で記入	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	誓約書（健保専用用紙）	ご自身で記入	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	住民票(世帯全員の文言が入ったもの)	市区町村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被保険者と扶養申請者が別居の場合、被保険者の住民票も提出必要	

↓ 上記の書類に加えて、下記書類を確認

生計維持が証明されるための書類	（1年以上） 無職	学生		在学証明書	学校	○		○	○	○	○	○	18歳未満は被扶養者異動届に学年を明記
		収入がない人		課税(非課税)証明書		市区町村	○		△	○	△	○	○
（1年以内） 退職した人	収入があるとき	失業給付を受給中		雇用保険受給資格者証(両面写)	ハローワーク	○	△	○	○	△	○	○	出産による手続き前の場合は離職票(1)(2)の(写)と母子手帳(写)で可
		出産、傷病手当金を受給中		支給決定通知書(写)	支払元の健保組合	○	△	○	○	△	○	○	
		その他収入(家賃収入・配当など)		所得証明書	市区町村	○	△	○	○	△	○	○	
		失業給付を受給しない		退職の事実を確認できる書類（下記いずれか） ・離職票(1)(2)の(写) ・退職証明書(写)	退職した会社/ ハローワーク	○	△	○	○	△	○	○	
（1年以内） 退職した人	雇用保険に加入していたとき	失業給付を申請中・受給中		・社会保険資格喪失証明書(写) ・雇用保険受給資格者証(両面写)	ハローワーク	○	△	○	○	△	○	○	
		失業給付を受給延長		受給延長通知書(写)	ハローワーク	○	△	○	○	△	○	○	
		失業給付を受給終了		支給終了印のある雇用保険受給資格者証(両面写)	ハローワーク	○	△	○	○	△	○	○	
		雇用保険に加入していなかった場合		雇用保険未加入である旨記載の退職証明書(写)	退職した会社	○	△	○	○	△	○	○	公務員の場合、辞令書(写)を添付
就労中	パート・アルバイト等		①雇用契約書(写)	現在の勤務先	○	△	○	○	△	○	○	雇用契約書の雇用期間は扶養を始めた日を含むものを添付 雇用契約書がない場合は、「雇用条件証明書」を提出	
			②給与明細直近3カ月分(写)	現在の勤務先	○	△	○	○	△	○	○	就労開始から3カ月に満たない等の理由で提出できない場合は、「給与賞与支払見込証明書」を提出	
	パート・アルバイト等で収入減		①雇用契約書(写)	現在の勤務先	○	△	○	○	△	○	○	収入減少の事実が分かるもの ※社保喪失した場合は「資格喪失証明書(写)」も必要	
			②給与賞与支払見込証明書	現在の勤務先	○	△	○	○	△	○	○	雇用条件変更後の今後1年間の収入見込みが必要	
	個人事業		①直近の確定申告書(写)		○	△	○	○	△	○	○		
			②収支内訳書(写)		○	△	○	○	△	○	○		
個人事業を廃業したとき		個人事業の廃業届出書(写)	市区町村	○		○	○		○	○			

↓ 上記の書類に加えて、下記該当する書類を確認

該当者のみ添付する書類	年金受給者	直近の年金支払通知書(写)	各支払機関	○		○	○	△	○	○	遺族・障害・企業年金含む ※障害年金は受給している人のみ	
	別居のとき	送金証明3カ月分(銀行振込/現金書留(写)など)				○	○	△	○	×	×は認定できません。学生別居の場合は不要	
	結婚したとき	婚姻受理証明書(写)	市区町村	○								
	離婚したとき ※2	①健康保険被扶養者資格喪失証明書(写)	喪失時の健保組合		○	○	○	○	○	○	○	配偶者健保の資格を喪失している場合のみ必要
		②戸籍謄本全部事項証明書	市区町村		○	○						
	親族/同一世帯が証明されるもの	戸籍謄(抄)本(被保険者と申請対象者)	市区町村		△	△	△	△	△	△	△	
外国人	在留カード(両面写)	市区町村	○	△	○	○	○	○	○	○		

被保険者以外の扶養義務者がいる場合 ※1	①前年分の源泉徴収票(写) または 課税証明書	現在の勤務先/ 市区町村		○	○	○	○	○	○	○	昨年度の途中で入社または今年の初めに入社された場合下記AとB両方添付
	②直近の年金支払通知書(写) ※年金受給者のみ	各支払機関		○	○	○	○	○	○	○	A 雇用契約書(写) B 給与明細直近3カ月分(写)

※1 扶養義務者の収入証明について

扶養申請対象者が子の場合は被保険者の配偶者の収入証明、扶養申請対象者が母(父)の場合は被保険者の父(母)の収入証明、同居している場合のみ兄弟姉妹・被保険者の配偶者の収入証明、扶養申請対象者が兄弟姉妹の場合は被保険者の両親、同居している場合のみ他の兄弟姉妹の収入証明が必要です。扶養義務者が当健保の被保険者または被扶養者となっている場合は不要です。

※2 ひとり親の子の添付書類について

扶養申請対象者が子の場合で、ひとり親の場合は、戸籍謄本全部事項証明書が必要となります。

■ ご提出いただいた書類については原則返却することができませんのでご了承ください。

■ 認定対象者との関係または収入状況によっては、上記以外の証明書類の提出を求められることがあります。また、申請ケースにより内容について細かく確認する場合があります。認定対象者が病気等で就労能力を失っている場合は、医師の診断書その他必要な書類を求められることがあります。公正かつ厳正な認定業務を行うため、ご理解とご協力をお願いいたします。